



お知らせ版

○税務課より

家屋を取り壊したら

固定資産税は毎年1月1日現在、土地・家屋・償却資産を所有している方に課税されます。

町では、家屋の新増築・取り壊しの調査に努めています。特に取り壊した場合、把握できないことがありますので、家屋を取り壊した方又は、取り壊す予定のある方は、税務課までご連絡くださいますようお願いいたします。

▼問い合わせ先 Ⅱ
 税務課 資産税係
 ☎(56) 9123



○住民生活課より

公的個人認証サービスの停止について

公的個人認証サービスの更新のため、7月26日(金)～7月30日(火)は、ポータルサイトが利用できなくなります。

また、7月29日(月)及び30日(火)については、電子証明の申請も受付ができなくなります。利用者様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

▼問い合わせ先 Ⅱ
 住民生活課 総合窓口係
 ☎(56) 9125

○健康課より

**元気いっぱい!!
赤ちゃんボランティア募集**

町では、町内の中学生・高校生を対象に、サマースクール保健学習を実施します。中高生が命の大切さを知る貴重なふれあい体験に、ご協力いただける赤ちゃんとお母さんを募集しています。

▼日時 7月29日(月)午後1時15分～2時(受付・午後1時～)

▼場所 上三川いきいきプラザ 保健センター

▼募集人数 生後3か月～10か月くらいの赤ちゃんと保護者20組

▼申し込み締切 7月10日(水)

▼問い合わせ先 Ⅱ
 健康課 母子健康係
 ☎(56) 9132

風しんの予防接種について

〈接種費用の助成〉

妊娠中の女性が風しんにかかる、生まれてくる赤ちゃんに難聴や白内障などの症状が出る場合があります。今年に入り、風しんが流行していることから、町では次の方を対象に接種費用の助成を行っています。

▼助成対象者 19歳以上の町民で、風しん抗体検査により検査値が低値であると判断している方のうち、次のいずれかに該当する方

- ・妊娠を希望している49歳以下の女性とその夫
- ・妊娠している女性の夫

▼助成期間 平成25年6月1日～平成26年3月31日

▼助成金額 風しん単独ワクチン 3,000円

麻しん風しん混合ワクチン(MR) 5,000円

▼実施機関 小山市・下野市・野木町・上三川町の医療機関(二部を除く)

※対象の方ですでに4・5月に接種された方も助成を受けられます。詳細は健康課にお問い合わせください。

〈MR予防接種を受けましょう〉

風しんの流行により、MRワクチンが、一時的に不足する恐れがあります。接種対象のお子さんは早めに接種してください。

▼対象者 Ⅱ(1期)1歳児(2期)年長児

▼申し込み先 Ⅱ
 健康課 母子健康係
 ☎(56) 9132

○福祉課より

児童手当に関するお知らせ

現況届の提出はお済みですか？児童手当を引き続き受給するためには、町から送付された「現況届」の提出が必要です。この届の提出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、提出されていない方は至急提出してください。

なお、現況届がお手元にならない方は、用紙をご準備しますので児童福祉係までご連絡ください。

▼問い合わせ先

福祉課 児童福祉係

☎ 9130

「動く知更相」の開催

療育手帳の再判定及び相談を巡回して行う「動く知更相」が開催されます。

▼日時 8月26日(月)午前10時

▼場所 小山市保健福祉センター

▼内容 ①療育手帳の再判定等、②その他生活相談等

※新規の療育手帳の判定はできません。

▼申込期限 7月26日(金)

▼申し込み・問い合わせ先

福祉課 福祉人権係

☎ 9128

特定疾患受給者証更新事務手続について

現在、一般特定疾患医療受給者証をお持ちの方について、下記のとおり上三川町役場において特定疾患の更新手続ができます。受給者におかれましてはこの機会をご利用くださるようお願いいたします。

▼日時 7月29日(月)午前10時から正午まで

7月30日(火)午前10時から正午まで

▼会場 上三川町役場三階大会議室

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係

☎ 9128

▼県南健康福祉センター

特定疾患担当

☎ 1509

※上記の日時以外でも県南健康福祉センターにおいて更新手続ができます。

特定疾患患者福祉手当

〈認定申請を受け付けております〉
新規で手当を受けるためには、一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券の交付を受けているすべての方について、認定申請が必要です。

▼申請場所 役場1階福祉課窓口

▼必要なもの 現在有効な一般特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受診券の写し、振込先の口座番号のわかるもの、印かん

▼支給額 月額3,000円

▼支給月 1年に2回(10月及び4月)

※手当は、認定申請書の提出があった月の分から受取るができます。

〈毎年1回現況届の提出が必要です〉

受給者証等の更新に伴い、毎年1回現況届の提出が必要となります。認定を受けた受給者には個別に通知いたします。

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係

☎ 9128

○保険課より

介護保険施設入所(短期入所)の食費・居住費(滞在費)減額申請

次の対象者は、申請をすると、介護保険施設に入所(短期入所)したときの負担が軽減を受けます。すでに負担の軽減を受けている方も6月で有効期限が切れますので、7月31日(水)までに申請してください。

▼対象者 世帯全員が平成25年度住民税非課税の方

▼申請に必要なもの 平成25年1月1日現在、上三川町に住所が無かつた方は、平成24年中の所得等を証明する書類(公的年金収入額・合計所得金額・市町村民税課税額が確認できる書類)が必要です。

▼申請・問い合わせ先

保険課 介護保険係

☎ 9102

を設置する法人を募集します。

▼整備する施設

認知症高齢者グループホーム(ユニット型・定員18名)

小規模多機能型居宅介護事業所(登録定員25名)

▼整備時期 平成26年度

▼応募資格

法人

▼募集要項配布期間

平成25年7月3日(水)～7月23日(火)

(ただし、土・日・祝祭日を除く、午前9時～午後5時)

▼募集要項配布窓口

上三川町保険課高齢者年金係

(募集要項等は、町のホームページからもダウンロード可能)

▼説明会

平成25年7月23日(火)午前10時から

上三川町庁舎三階 中会議室

※参加希望者は、所定の用紙により事前に参加の申し込みをしてください。

▼問い合わせ先

保険課 高齢者年金係

☎ 9129

上三川町老人保健福祉施設整備法人の募集について

町では、「上三川町高齢者支援計画・介護保険事業計画」に

金婚式該当者の調査

町では毎年、敬老会において結婚50周年のご夫婦に記念品を贈り、お祝いをしています。今年度該当する方は、8月30日(金)までに保険課高齢者年金係まで届出書を提出してください。

届出書は、保険課窓口にありますので印かんを持参の上、お越しください。

▼該当者 平成25年中に結婚50周年になる夫婦(昭和38年1月1日〜12月31日の間に婚姻の届けを出した方)

▼申請・問い合わせ先 保険課 高齢者年金係

☎ 9129

国民健康保険の高齢受給者証が新しくなります

70歳から74歳の方で、国民健康保険に加入されている方の高齢受給者証が新しくなります。

新しい高齢受給者証は、7月末に郵送しますので、古い受給者証は不正に使用されな

めにも、各自で破棄していただくか、保険課窓口まで届けてください。

なお、高齢者医療制度の見直しに伴い、負担割合の引き上げが凍結されましたので、平成25年8月1日から平成26年3月31日までの期間は、自己負担額が1割に据え置かれます。

(現役並み所得のある人で、3割負担の人は除きます)

▼問い合わせ先 保険課 国保係

☎ 9134

国民健康保険の限度額適用・標準負担額減額認定証について

入院の窓口負担額が月単位

で一定の限度額にとどめられる限度額適用認定証と、入院時の食事代や生活療養費が減額される標準負担額減額認定証(住民税非課税世帯のみ)は、

平成25年7月31日で有効期限が切れます。必要な方は平成25年8月1日以降に保険課窓口

にて申請をしてください。なお、申請のあった月の初日から適用になります。

▼要件 国民健康保険税の滞納がないこと。

▼申請に必要なもの 被保険者証、印かん

▼問い合わせ先 保険課 国保係

☎ 9134

都市建設課より

路肩の除草について

日ごろから道路の草刈り等にご協力いただきましてありがとうございます。

除草剤を散布した道路の路肩は崩れやすくなるため、路肩の除草をされる場合は、除草剤の散布は控えて、草刈りによりお願いします。

▼問い合わせ先 都市建設課 管理係

☎ 9146

☎ 9147

町営住宅入居者募集

▼募集住宅

下町第一町営住宅 2DK 1戸
下町第二町営住宅 3DK 2戸

▼受付期間 7月1日(月)〜

16日(火)(土日及び祝日を除く)。

▼家賃月額

下町第一 10,800円
21,300円

下町第二 18,400円
36,200円

※入居者の年取等により決まります。

※入居には、家賃の3か月分の敷金が必要です。

▼問い合わせ先 都市建設課 管理係

☎ 9146

上下水道課より

下水道及び農業集落排水処理施設利用上の注意

下水道及び農業集落排水処理施設に流せないもの

下水道及び農業集落排水処理施設は、し尿及び生活雑排水のみを対象としたものです。ごみや野菜くず、油類、農薬、揮発性の物質等は絶対に流さないでください。

※右記のものを流したことに より排水管が詰まってしま う事故が発生し、多額の費用

がかかっています。

排水管を詰まらせた場合、宅内の排水設備の修繕費用についてはお客様負担となります。また、本管であっても、お客様の過失と判断された場合、復旧に要した費用をお客様に負担していただく場合もあります。

飲食店等でグリーストラップを設置している方へのお願い

グリーストラップは、排水に含まれる油脂分やごみなどを取り除くために設置されています。定期的に清掃しないとグリーストラップの機能が低下し、排水設備の詰まりや悪臭などが発生しやすくなります。バスケットの清掃は毎日1回行いましょう。

・少なくとも週に1〜2回浮いた油をすくい取りましょう。

・少なくとも年に4〜6回沈殿した汚泥を取り除きま

▼問い合わせ先

上下水道課 業務係

☎ 9168

○生涯学習課より

男女共同参画推進 講演会を開催します。

男性と女性が、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現のために、この機会に考えてみませんか？

結婚・出産を契機に退社、子離れ後にパートに出るといった考えを改めて、自らの人生の経営戦略を立ててみませんか。

講師は、働く女性（企業経営者）とともに生活してきた経験をもとに、女性が豊かな人生を過ごすためには何が必要で、何をしたらよいかをアドバイスします。

▼講師Ⅱ 東洋大学経営学部 教授 幸田 浩文 先生

▼演題Ⅱ 「女性のための経営学 ―豊かな人生を過ごすためには―」

▼日時Ⅱ 7月22日(月)午後2時～3時30分

▼場所Ⅱ 上三川いきいきプラザ 大会議室

▼問い合わせ先Ⅱ

生涯学習課 生涯学習係

☎(56) 9159

○その他の機関より

シルバー人材センターの 会員を募集します。

シルバー人材センターでは、随時会員を募集しています。

町内在住の60歳以上で元気で働く意欲のある人、豊かな知識と経験を社会に貢献してみてはいかがでしょうか。

入会を希望される方は、説明会がありますので、事前にご連絡ください。

▼問い合わせ先Ⅱ

公益社団法人上三川町シルバー人材センター

☎(56) 8766
FAX(56) 8728

認定農業者・営農集団の 合同研修会開催について

今年度の研修は東日本大震災で津波被害にあい、経営面積68ヘクタールの3分の2が浸水し、ほとんどの農機具が使えなくなった宮城県仙台市の再起にあたっての状況を視察する内容となっています。

詳細については、農業公社までお問い合わせください。

▼研修先Ⅱ 宮城県仙台市

▼研修内容Ⅱ 震災後の営農再開に必要な共同利用施設の整備や、農業機械の導入等について

▼日程Ⅱ 平成25年7月25日(木)～26日(金)

▼定員Ⅱ 40名 ※希望する方は、早めの申し込みをお願いします。

▼問い合わせ先Ⅱ

公益財団法人 上三川町農業公社

☎(56) 4312

地下水を採取している みなさまへ

平成25年7月1日より「栃木県生活環境の保全等に関する条例」改正に伴い、地下水揚水施設の届出制度がスタートします。

上三川町を含む県南部の9市町において、地下水を採取するために一定規模以上の揚水施設（※ポンプ）を設置しているとき又は設置しようとするときに、設置等の届出が必要となりますのでご注意ください。

ただし、農業用の施設でストレーナー位置が30m未満のものは届出は必要ありません。

▼届出書提出部数Ⅱ 3部（正本1部、写し2部）

▼提出先Ⅱ 役場住民生活課

※ポンプ出口の断面積が6cm²（内径27.6mm）を超えるものが届出の対象となります。家庭用のポンプは通常6cm²以下です。

▼問い合わせ先Ⅱ

栃木県環境保全課
☎0288(623)3189

小山地区夜間休日急患センター

- 受付は、原則終了時間の30分前までにお済ませください。
- 健康保険証や受給者証を忘れずにお持ちください。
- 事前に電話をしてから受診してください。
- 診療開始直後は混み合うことがあるため、待ち時間が長くなりますのでご了承ください。

場所＝小山市若木町1-1-5(小山市市民病院内1階北西部) ☎0285-23-6832

| | 診療科目 | 受付時間 |
|------|-----------|--------------------|
| 平日夜間 | 内科・小児科 | 午後7時～午後10時 |
| 休日夜間 | 内科・小児科・外科 | 午後6時～午後9時 |
| 休日昼間 | 内科・小児科・外科 | 午前10時～正午・午後1時～午後5時 |



**平成25年度統計グラフ
栃木県コンクールの作品募集**

県内の小学生、中学生、高校生、大学生及び一般の方を対象に統計グラフの作品を募集します。

▼課題 自由。ただし、小学校4年生以下の応募については、児童が自ら観察または調査した結果をグラフにしたものとする。

▼用紙の大きさ B2判(仕上げ寸法72・8cm×51・5cm) (たて・よこどちらでも可。(貼り合わせでもB2判であれば可))

▼紙質・色彩 自由。ただし裏面の板張り(パネル仕上げ)、表面のセロハンカバーは不可。

▼応募点数 1人で何点でも応募可。ただし、2枚以上にわたる「シリーズ作品」は不可。

▼合作の人数 1つの作品について5人以内。

▼送り先 栃木県統計課
〒320-8501

宇都宮市埴田1-1-20

▼締切日 平成25年9月4日
(水) 栃木県統計課必着

※入賞作品の発表は9月下旬に行い、平成25年11月21日開催の「栃木県統計大会」において表彰します。なお、優秀作品は全国コンクールに出品します。

▼主催 栃木県、栃木県教育委員会、栃木県統計協会

▼問い合わせ先
栃木県統計課

☎028(623)2242

※詳しくは栃木県統計課のホームページをご覧ください。
<http://www.pref.tochigi.jp/c04/pref/toukei/toukei/top.html>

**平成25年度石橋地区
消防組合消防職員募集**

▼採用予定人員 9名程度

▼採用予定職種 消防吏員(消防・救急救命士)

▼受験資格

●消防：昭和60年4月2日～平成8年4月1日までに生まれた方

●救急救命士：昭和60年4月2日以降に生まれた方で、救急救命士法(平成3年法律第36号)により救急救命

士の免許を取得している方

※いずれも日本国籍を有し、地方公務員法第16条(欠格事項)に該当しない方

▼募集期間 7月1日(月)～31日(水)午後5時まで

※郵送の場合は、7月31日(水)の消印有効

▼受付場所 石橋地区消防組合消防本部総務課(下野市下石橋246番地1)

※申込用紙は、石橋地区消防組合消防本部総務課・石橋消防署・壬生分署・上三川分署・安塚分遣所において配布します。また、当消防組合ホームページからダウンロードできます。

▼問い合わせ先

石橋地区消防組合
消防本部 総務課

☎(53)0509

ホームページ
<http://www.119-ffd.or.jp/>

**平成24年中に家屋を
新築等により取得された方へ**

今月は、平成24年中に家屋を新築、増築などにより取得した方に対し、不動産取得税が課税されます。

納税通知書が送付された方は、納期限(平成25年7月31日)までに、金融機関などで納税してください。

ご不明な点につきましては、宇都宮県税事務所(不動産取得税担当)にお問い合わせください。

▼問い合わせ先
宇都宮県税事務所

(不動産取得税担当)
☎028(626)3014

3015

**下水道排水設備工事
責任技術者更新講習会の
お知らせ**

下水道排水設備工事責任技術者の更新講習会を実施しますのでお知らせします。

▼日時 場所

時間は、いずれも午後2時～4時です。

宇都宮市会場：宇都宮市文化会館(宇都宮市明町7-66)
10月15日(火)・20日(日)・28日(月)

佐野市会場：佐野市文化会館(佐野市浅沼町508-5)
10月8日(火)・24日(木)

矢板市会場：矢板市文化会館(矢板市矢板103-1)
10月2日(水)・9日(水)

▼更新講習会案内 申込書類は、公益財団法人とちぎ建設技術センターから本人あてに6月下旬に送付します。

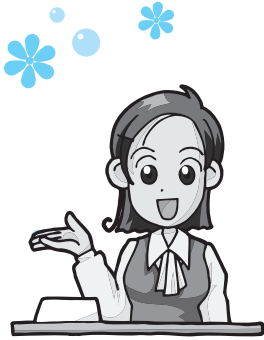
▼申込受付期間 7月1日(月)～7月31日(水) ※当日消印有効

▼更新講習会対象者 現在の資格を有し、有効期限が平成26年3月31日までの方。

▼問い合わせ先

公益財団法人とちぎ建設技術センター 研修課

☎028(626)3187



今月の納期

| | |
|-------------|------------|
| 固定資産税 | 第2期 |
| 国民健康保険税 | 第1期 |
| 介護保険料 | 第1期 |
| 後期高齢者医療保険料 | 第1期 |
| | (7月31日) |
| 連絡先=税務課 納税係 | ☎(56) 9121 |

今月の休日納税相談

| |
|-------------------|
| 期日=7月28日(日) |
| 時間=午前8時30分~11時00分 |
| 場所=1階 税務課窓口 |
| 連絡先=税務課 納税係 |
| ☎(56) 9121 |

法律相談

| |
|--------------------------|
| 日時=7月21日(日) |
| 午後1時~午後4時(1人20分) |
| 場所=上三川いきいきプラザ共用相談室 |
| 相談員=栃木県弁護士会弁護士 |
| 申込期間(予約制)=7月1日(月)~19日(金) |
| 費用=無料 |
| 連絡先=福祉課 福祉人権係 |
| ☎(56) 9128 FAX(56) 6868 |

犯罪被害相談

| |
|------------------|
| 日時=平日午前10時~午後4時 |
| 費用=無料 |
| 連絡先=被害者支援センターとちぎ |
| ☎ 028-643-3940 |

火災情報

火災情報は… ☎(53) 7311へ

犬・猫に関する相談は
県動物愛護指導センターへ
(☎ 028-684-5458)

交通事故巡回相談

| | |
|------------------|-------|
| 日時=7月10日(水) | 費用=無料 |
| 場所=真岡市総合福祉保健センター | |
| 連絡先=栃木県交通事故相談所 | |
| ☎ 028-623-2188 | |

上三川町交通事故発生状況

| | 件数 | 負傷者数 | 死者数 |
|----|-----|------|-----|
| 4月 | 15件 | 19人 | 0人 |
| 5月 | 13件 | 17人 | 0人 |

栃木県人権施策推進 審議会の委員募集

栃木県人権施策推進審議会

では、人権尊重の社会づくりに関する重要事項について調査審議しています。

▼募集人数 2名以内

▼応募できる方 〓

① 栃木県内に在住の方で、平成25年7月1日現在、満年齢20歳以上の方

② 年2回程度開催される当審議会に出席し、積極的な発言をしていただける方

※初回の審議会は平成25年11月頃を予定しています。

※委員の任期は、平成25年10月1日から平成27年9月30

日の2年間です。

(審議会に出席された場合には、規定の報酬及び旅費をお支払いいたします。)

③ 公務員の方、当審議会の公募による委員として就任していただいた方、栃木県の他の審議会・協議会等の委員の方は除きます。

④ 委員在任中に、上記③の事項のいずれかに該当した場合は、委嘱を取り消す場合があります。

※公務員とは、国家公務員、本県のすべての公務員、他の地方公共団体の常勤の職員又は議員

▼応募方法 〓

次の2つの書類を提出(郵送・FAXのいずれか)していただきます。

・ 応募申込書又は次の内容を記載した書類

- ①住所(電話番号)、②氏名(ふりがな)、③生年月日、④年齢、⑤性別、⑥職業、⑦勤務先(所在地、電話番号)、⑧略歴(国、県、市町村等の審議会の委員となっていた場合は、その略歴も記入してください。)、⑨自治会活動やボランティア活動等の経験、⑩応募の動機
 - ・ 作文「私が考える人権が尊重された社会について」
- 800字程度(様式は自由)

※応募書類の返却はいたしません。

▼応募期間 〓

7月1日(月)~7月26日(金)まで(当日必着)とします。

▼選考方法 〓

当課に設置する選考委員会において、提出された応募書類及び面接をもとに選考します。

▼問い合わせ先(応募先) 〓

〒320-08501
宇都宮市埴田1-1-20
栃木県県民生活部
人権施策推進課

☎028(623)3027
FAX028(623)3028
e-mail:
jinken@pref.tochigi.lg.jp

面接の有無については面接